

牛マルキン生産者負担金の納付猶予 継続について

○ 標記について、新型コロナウイルス感染症対策として措置されております生産者負担金の納付猶予について、令和2年10月以降も継続されることとなりました。

内容については、現行の措置と同様です。下記をご確認ください。

肉用牛肥育経営の資金繰り対策として 牛マルキンの「納付猶予」を実施します。

- ✓ 肥育農家の資金繰りの支援のため、当面は6か月、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予(実質免除、国費分(4分の3))を交付を行うこととしました。

※ 登録生産者が飼養する登録肉用牛のうち、令和2年4月末から9月末までに負担金の納付期限を迎える全ての登録肉用牛が対象となります。

ポイント

- ① 納付猶予は実質免除であり、対象牛には国費分(4分の3)が交付されます。

- ✓ 納付猶予された生産者負担金を後で納付する必要はありません。(実質免除)
- ✓ 納付猶予の対象牛には、交付金の国費分(4分の3)が交付されます。

- ② 生産者積立金が枯渇しても、国費分(4分の3)は交付されます。

- ✓ 4月以降、納付猶予が行われるため、3月末に積立金残高が多くない都道府県においては、多額の交付金を交付することとなると、積立金残高が枯渇することが想定されます。

- ✓ 積立金残高が枯渇することとなった県では、3月までに負担金を納付済みの牛も含めて、国費分(4分の3)の交付となります。

※本来は負担金の追加納付による支払財源の造成が必要ですが、今回は追加納付による支払財源の造成を行わなくとも、国費分(4分の3)は交付されます。

- ③ 都道府県の加入者全員で納付猶予する必要があります。

- ✓ 都道府県内の一部の加入者が負担金の納付を継続しても、生産者積立金の枯渇により国費分(4分の3)のみの交付となることから、納付猶予を選択した加入者と同じこととなり、不公平が生じることとなります。

- ✓ このため、納付猶予するか否かを加入者の選択とするのではなく、都道府県内の全ての加入者の対象となる全ての登録肉用牛を納付猶予としていただくこととなります。

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産企画課 : 03-3502-0874

(独)農畜産業振興機構 : 03-3583-8562

